

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和7年3月5日（水）午前10時10分～午前11時45分																	
②	会	場	大洲市役所2階 大ホール																	
③	出	席	委	員																
1	池	田	幸	二	2	吉	岡	き	み	子	3	武	田	隆	宏	4	藤	田	秀	美
5	西	岡	輝	治	6	須	藤	賢	一	7	明	後	久	利	8	森	岡	芳	文	
9	菊	地	正	夫	10	幸	野	登	吉	11	二	宮	康	壽						
13	矢	野	正	祥	14	一	柳	幸	唯	15	平	井	城	太	郎	16	形	山	康	浩
17	高	岡	利	典	18	津	國	巳	代	子	19	池	田	雄	一	20	森	永	茂	史
21	橋	本	英	司	22	都	築	孝	壽	23	武	内		誠	24	池	浦	萬	里	子
25	津	田		勇	26	田	中	賢	寿	27	永	沼		寛						
29	大	本	昭	裕	30	武	知	由	美	子	31	上	満	啓	司	32	中	本	祐	市
33	坂		幹	幸	34	跡	部		雅	35	堀	内	保	宏	36	和	氣	繁	輝	
37	細	井	敏	江	38	有	友	章	治	39	請	田	竹	男						
④	欠	席	委	員	12	川	本	由	紀	美	28	日	野	修	次					
⑤	遅	刻	委	員																
⑥	事	務	局		井上事務局長			新次長			松田専門員（農政）									
					菊地係長（農地）			吉田書記												
⑦	農	林	振	興	課	竹田課長			西山課長補佐			後藤専門員								
						吉田主事														
⑧	会	議	の	内	容	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について													
						議案第17号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について													
						議案第18号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について													
						議案第19号	農地法第5条の規定による許可の取消について													
						議案第20号	非農地証明について													
						議案第21号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証													
							明について													
						議案第22号	農用地利用集積計画の決定について													
						議案第23号	地域計画の策定に係る意見聴取について													

事務局（局長）	只今から、令和7年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議 長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので総会が成立していることをご報告いたします。 本日、12番 川本由紀美委員、28番 日野修次委員より欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、4番 藤田秀美委員と5番 西岡輝治委員を指名いたします。 次に、日程第2 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。 それでは、日程第3 議案審議に入ります。 まず、議案第16号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。 本件につきまして、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	議案書の1ページをご覧ください。 1番は、中村字西裡の畑1筆400㎡について、譲受人が自宅付近の申請地を取得して新たに耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。 農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。 2番は、平野町野田の畑2筆1,013㎡について、譲受人が経営規模の拡大を図るため、申請地を購入するものです。 所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。 農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。 3番は、菅田町菅田の畑1筆71㎡について、譲受人が自宅に隣接する申請地を取得して新たに耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 4番は、菅田町大竹の畑2筆315㎡について、効率的な農業経営を行うため交換により申請地を取得するものです。 所有権移転後は、栗を栽培する計画です。 農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。 契約内容に交換とありますが、この譲受人から譲渡人への所有権移転についての案件は議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」でご説明させていただきます。 議案書2ページの5番は、蔵川字大島の畑1筆、同じく字下山の田4

	筆、畑2筆、同じく字末廣の畑1筆の合計8筆5, 173. 3㎡について、譲渡人が高齢で耕作管理が困難なため付近に住む譲受人に申請地を譲渡するものです。 所有権移転後は、水稻、野菜、果樹を栽培する計画です。 農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。 6番は、米津の畑3筆228㎡について、譲渡人が相続した農地を耕作管理することが困難となり、以前から申請地の耕作を手伝っていた譲受人に譲渡するものです。 所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。 農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。 7番は、柴の畑1筆1, 739㎡について、譲渡人が高齢で耕作管理が困難なため付近に住む譲受人に申請地を譲渡するものです。 所有権移転後は、麦を栽培する計画です。 農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。 以上、7件のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
2番	1番案件について、ご説明いたします。 議案説明資料は2ページを参考にしてください。 1番案件は、売買による所有権移転です。 申請地は、肱川緑地公園から東へ約120mのところにある農地です。 先月19日に事務局職員と現地確認を行いました。 申請地には雑木が繁茂しており、しばらく耕作されていない状況でしたが、今後は譲受人が親子で整備を行い耕作管理していくとのことです。 今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より今後は樹園地として管理する旨の「新規営農計画書」が提出されております。 申請農地は譲受人の自宅から近く、今後は農業経験のある両親とともに耕作管理を行うとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。 そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。 以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2番。
8番	2番案件について、ご説明いたします。 議案説明資料は3ページを参考にしてください。 2番案件は、売買による所有権移転です。 申請地は、富元集会所から南西へ約400mのところにある農地です。 先月21日に事務局職員と現地確認を行いました。 申請地は一部雑木が繁茂していましたが、今後は譲受人が整備を行い耕作管理していくとのことです。 譲受人は現在も水稻、野菜を栽培しており、今後も引き続き年間を通じて農業に従事していくとのことであり、耕作状況に問題はないと考えます。

議 長（会長）

1 1 番

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 番。

3 番、4 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は4ページからご覧ください。

まず、3 番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、下東集会所から南東へ約120mのところにある農地です。

先月20日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より自宅に隣接する農地を取得し自家消費程度の野菜を栽培する旨の「新規営農計画書」が提出されております。

譲受人は農業の経験はありませんが、今後は妻、母親とともに年間を通じて農業に従事することですので今後の耕作状況を見守っていくこととします。

引き続き4 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4 番案件は、双方の所有者が効率的な農作業を行うため農地を交換により所有権移転したいとの申請です。

申請地は、菅田コミュニティセンターから南へ約2.1kmのところにある農地です。

先月20日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は、現在も水稻及び栗を栽培しており、今後も妻とともに年間を通して農業に従事していくことですので耕作管理に問題はないと考えます。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで3 番案件、4 番案件ともに農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

1 4 番

5 番。

5 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は6ページを参考にしてください。

5 番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、大川コミュニティセンター蔵川分館から半径約1.2km以内に点在する農地です。

先月19日に事務局職員と現地確認を行い、おおむね良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は、現在も借入地で水稻を栽培しており、今後も両親とともに年間を通して農業に従事することであり耕作管理に問題はないと考えます。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項

議 長（会長）

2 2 番

はありません。

以上 1 件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6 番。

6 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は 7 ページを参考にしてください。

6 番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、清流園から北西に約 3 5 0 m のところにある農地です。

先月 2 0 日に事務局職員と現地確認を行い、良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より以前から耕作を手伝っている当該農地について譲り受け、今後も野菜を栽培したい旨の「新規営農計画書」が提出されており、今後は妻とともに年間を通じて農業に従事するとのことであり今後の耕作管理に問題はないと思われます。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上 1 件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

3 1 番

7 番。

7 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は 8 ページを参考にしてください。

7 番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、養護老人ホームさくら園から北西に約 5 0 0 m のところにある農地です。

先月 2 0 日に事務局職員と現地確認を行い、良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は会社員ですが、世帯では現在も水稻、麦、野菜や果樹などを耕作しており、今後も両親とともに年間を通じて農業に従事するとのことである今後の耕作管理に問題はないと思われます。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上 1 件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

事務局（専門員兼
農政係長）

次に、議案第 17 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案書 3 ページ並びに議案説明資料 9 ページから 18 ページをあわせてご覧ください。

1 番、市木の土地 3 筆です。

申請地は、申請人の父が自己住宅を建築していましたが、相続の際にその敷地が農地であったことが判明したため農地法に違反している状態を解消し、引き続き自己住宅として利用するとの申請であります。

申請地は、議案説明資料 10 ページの位置図において赤色の箇所となっており、大洲市中心部から北東に約 3.4 km のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料 9 ページをご確認ください。

なお、申請地は既に住宅敷地として利用されており違反転用として始末書が提出されています。

2 番、平野町野田の土地 1 筆です。

申請者が、元庄屋屋敷を改装した旅館を建設するにあたり、申請地を駐車場や事務所、物置として利用するための申請であります。

申請地は、議案説明資料 15 ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市中心部から南西に約 2.4 km のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料 14 ページをご確認ください。

なお、申請地は既に露天駐車場及び事務所が建設され違反転用状態となっており申請人から始末書が提出されております。

以上、2 件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員より報告を受けたいと思います。

1 番。

5 番

1 番案件について調査結果をご報告いたします。

議案説明資料 9 ページから 13 ページをご覧ください。

まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきまして、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきまして、先ほど事務局から説明がありましたように既に自己住宅の敷地として利用しており、違反転用の状況にあることから本人も始末書を提出し大変反省されています。

第 4 号の「周辺農地等への影響」につきまして、申請地周辺は山林や自己所有地で囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため許可

	相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2 番。
8 番	2 番案件について、調査結果をご報告いたします。 議案説明資料 1 4 ページから 1 8 ページをご覧ください。 まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきまして、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。 次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきまして、先ほど事務局から説明がありましたように既に露天駐車場及び物置の敷地として利用しており、違反転用の状況にあることから本人も始末書を提出し大変反省をされています。 第 4 号の「周辺農地等への影響」につきまして、申請地周辺は道路や自己所有地で囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。 よって、本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当として追認許可はやむを得ないものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第 1 8 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第 1 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 議案書 4 ページ並びに議案説明資料 1 9 ページから 3 8 ページまでをあわせてご覧ください。 1 番、西大洲の土地 1 筆 6 3 0 m²の案件について、借受人は土木建築工事業等を営んでいる会社であり、今回会社の事業地が手狭で不便なため県道沿いで利用の便が良い申請地を借りて資材置場、駐車場等として利用しようとするものです。 農地区分は、大洲市中心部から西南西に約 2. 5 km のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しております。 したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。 なお、申請地は、写真にありますようにすでに資材置場、駐車場とな

っており違反転用の状態となっております。資材置場が不足して困っていたので申請地を平成26年から借りていたとのことです。このことについて所有者及び借受人から始末書が提出され、知らなかったとはいえ農地法違反であり申し訳ないとのことでありますので追認許可についてご検討いただきますようご審議願います。

2番、東大洲の土地1筆17㎡の案件について、譲受人は来客用の駐車場が不足していて不便なため、隣接地で遊休化している申請地を取得して駐車場として利用するものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.1kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内にある農地であることから第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、申請地は、写真にありますようにすでに駐車場となっております違反転用の状態となっております。譲渡人が三、四十年前から通作のために車両や農機具を駐車していたもので、今回所有権を移転することになり農地であることがわかったとのことです。このことについて譲渡人から始末書が提出され、知らなかったとはいえ農地法違反であり申し訳ないとのことでありますので追認許可についてご検討いただきますようご審議願います。

3番、市木の土地1筆311㎡の案件について、譲受人は現在借家住まいで手狭なため申請地を売買により取得して、借入金により自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.4kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しております。

なお、申請地は、写真にありますように一定の連続した家屋が一定の区域に家屋が集合している区域にあるため、農地法施行規則第33条第1項第4号の、集落接続による「不許可の例外」に当たると思われます。

したがいまして、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、申請地は、写真にありますように建物があり違反転用の状態となっております。昭和の初めごろに近くの土地にあった建物を譲渡人の曾祖父が移築したもので、祖父母が健在時には住んでいたが、他界後は特に利用目的もなくそのままの状態、現在は老朽化が進み取り壊すつもりでいたとのことです。今回、相続登記の手続きをするまで農地に建物が建っていることを知らず、今般の手続きをする上で農地の違反転用に当たることを知り、このことについて譲渡人から始末書が提出され、曾祖父の時代からのことではあるが申し訳ないとのことです。追認許可についてご検討いただきますようご審議願います。

続いて4番、市木の土地1筆14㎡の案件について、3番の土地の元の地番から分筆された土地で、自己住宅への進入路がないため既存の道に隣接している申請地を借り受け、進入路として造成し地役権を設定するものです。

4番の土地は、3番の関連地となり内容が重なりますので、審査は3番案件と一括でご審議をお願いいたします。

5番、平野町野田の土地1795.44㎡の案件について、貸渡人は土木建築工事業を営んでいる会社の役員であり、今回事業拡大のため申請地を資材置場等として貸し付けようとするものです。

	農地区分は、大洲市中心部から南西に約 2.7 km のところに位置し、おおむね 300 m 以内に J R 伊予平野駅が存する区域内にある農地であることから第 3 種農地と判断しております。 したがって、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。 なお、申請地は、写真にありますようにすでに造成がなされ資材置場、駐車場等があり違反転用の状態となっております。登記地目は雑種地ですが現況地目が農地という認識がなかったことから、今回違反転用であったことを知ることになり始末書が提出されています。知らなかったとはいえ農地法違反であり申し訳ないのことですので、追認許可についてご検討いただきますようご審議願います。 以上、5 件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員より報告を受けたいと思います。1 番。
1 番	1 番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料 19 ページから 22 ページを参考にしてください。 申請地は、20 ページの位置図のとおり市立大洲病院から南西へ約 0.9 km に位置する農地になります。 まず、立地基準について、報告書記載のとおり申請地以外に適当な土地がないことから特に問題ないものと思われます。 次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように申請地には物置があり、また、足場材置場や露天駐車場として利用されており違反転用の状態となっております。 また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、21 ページの地番地目図のとおり申請地に隣接する農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われます。 よって、本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しまして貸渡人及び借受人より始末書が提出されていますので追認許可はやむを得ないものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2 番。
3 番	2 番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料 23 ページから 26 ページを参考にしてください。 申請地は、24 ページの位置図のとおり大洲中央病院から南へ約 80 m に位置する農地になります。 まず、立地基準について、事務局説明のとおり第 3 種農地でありますので問題ないものと思われます。 次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可あり次第自己資金により着工したいとのことであり問題ないものと思われます。 また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、25 ページの地番地目図のとおり周辺に農地はなく問題ないものと思われます。 よって、本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

5 番

3 番。

3 番案件と 4 番案件は関連がありますので続けてご報告いたします。
3 番案件ですが、議案説明資料 27 ページから 30 ページを参考にしてください。

申請地は、28 ページの位置図のとおり大洲北インターチェンジから南へ約 0.4 km に位置する農地になります。

まず、立地基準について、申請地は第 2 種農地ではありますが相当数の家屋が連たんして集合している区域内にある農地であることから集落に接続しており特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように譲渡人の曾祖父の方が昭和の初めころに建物を移築したもので違反転用の状態となっております。譲受人は、許可あり次第借入金により着工したいとのことであり問題ないと思われま。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、29 ページの地番地目図のとおり隣接地に農地がありますが、現状宅地と道路に囲まれており影響はないものと思われま。

よって、本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しまして譲渡人より始末書が提出され反省しているようですので追認許可はやむを得ないものと考えま。

次に 4 番案件ですが、議案説明資料の 31 ページから 34 ページを参考にしてください。

まず、立地基準について、3 番案件と同じ地番から分筆したところであり特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可あり次第借入金により着工したいとのことであり問題ないと思われま。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、33 ページの地番地目図のとおり道路への転用であるため影響はないものと思われま。

よって、本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（会長）

8 番

5 番。

5 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料 35 ページから 38 ページを参考にしてください。

申請地は、36 ページの位置図のとおり J R 伊予平野駅から南南東へ約 0.3 km に位置する農地になります。

まず、立地基準について、事務局説明のとおり第 3 種農地ですので問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように申請地は物置や休憩室があり、また、足場材置場や露天駐車場が造成されており違反転用の状態となっております。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、37 ページの地番地目図のとおり申請地に隣接する農地はなく特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しまして貸渡人及び借受人より始末書が提出されていますので追認許可はやむを得ないものと考えま。

	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
2 3 番	5 番案件について、登記地目は畑で現況は雑種地で課税対象になっているのですが、造成されるときに雑種地に変更したとすれば、そのときに協議はされていないのでしょうか。また、法務局や市のほうで調査は行われなかったのでしょうか。調査の上で雑種地にしているならば特に違反転用は家主ではなく転用に関わった行政書士や法務局ではないかと思います。
事務局（次長）	登記地目が雑種地で、台帳及び現況が畑となっています。したがって、農地法の対象として取り扱いますので転用許可が必要となります。
議 長（会長）	そのほか何かないでしょうか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	ほかにご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、 議案第 1 9 号『農地法第 5 条の規定による許可の取消について』 を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第 1 9 号「農地法第 5 条の規定による許可の取消について」 ご説明いたします。 議案書 5 ページをご覧ください。 1 番、戒川の土地 1 筆の案件は令和 6 年 1 0 月 4 日付けで許可されたものです。借受人は、当初祖父である貸渡人から農地を借りて農業用倉庫を建設する予定で転用申請して許可受理となった案件でしたが、貸渡人の考えが変わり倉庫建設の了解が取り消されたため計画を中止せざるを得なくなり、許可取消の申請をすることになったとのことでございます。 以上 1 件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を取消願のとおりやむを得ないものとして送付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）

議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は取消願のとおりやむを得ないものとして送付することに決定いたしました。 次に、議案第２０号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第２０号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書６ページ並びに議案説明資料３９ページから４３ページまでをあわせてご覧ください。 １番、肱川町中居谷の土地２筆計１，８５８㎡の案件は、自然潰廃（２０年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は道路に面していないため農業用機械を入れるのが困難な場所で、昭和５７年頃から放置した結果、自然潰廃し雑木等が繁茂した状態となっており、現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。 以上、１件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員より報告を受けたいと思います。
３３番	１番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の３９ページから４３ページを、参考にしてください。 申請地は、４０ページの位置見取図のとおり正山コミュニティセンターから約２kmから２．６kmまでの範囲に位置する農地になります。 ２月２１日に事務局担当者と現地確認を行いました。 申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から耕作放棄から２０年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。 よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定しました。 次に、議案第２１号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。 本件につきまして、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農政係長）

議案第21号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」ご説明いたします。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に相続税等の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについてご審議いただくものです。

1番は、新谷の申請人です。

申請農地は、東大洲及び新谷にあります6筆で合計3733.22㎡になります。納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成15年11月11日となっております。

対象の農地につきましては、全て耕作管理されておりました。

2番は、新谷の申請人です。

申請農地は、東大洲及び新谷にあります5筆で合計4,980㎡になります。納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成12年4月3日となっております。

対象の農地につきましては、全て耕作管理されておりました。

3番は、平野町野田の申請人です。

申請農地は、平野町野田にあります23筆で合計8,469.84㎡になります。納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成9年7月28日となっております。

対象の農地につきましては、全て耕作管理されておりました。

以上、3件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

18番

1番及び2番の各案件の調査結果をご報告いたします。

まず、1番案件についてです。

議案説明資料44ページを参考にしてください。

申請地は、44ページの位置見取図のとおり愛たい菜を基準とし約1kmから1.8km以内に点在する農地6筆になります。

申請人は、水稻を主体とした農業をしております。

2月21日に事務局担当者と現地確認を行い、全ての農地で稲作または保全管理をされていることを確認しております。

全ての農地を利用し農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

次に、2番案件についてです。

議案説明資料の45ページを参考にしてください。

申請地は、45ページの位置見取図のとおりふれ愛パークを基準とし約180mから460m以内に点在する農地5筆になります。

申請人は、水稻を主体とした農業をしております。

2月21日に事務局担当者と現地確認を行い、全ての農地で稲作または保全管理をされていることを確認しております。

全ての農地を利用し農業経営を行っていることから、この証明書の交

	付については問題ないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	3 番。
8 番	3 番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料 4 6 ページを参考にしてください。 申請地は、4 6 ページの位置見取図のとおり伊予平野駅を基準とし約 9 0 0 m から 1. 6 km 以内に点在する農地 2 3 筆になります。 申請人は、栗及び水稻を主体とした農業をしております。 2 月 2 1 日に事務局担当者と現地確認を行い、土地 2 3 筆のうち 2 1 筆で水稻や栗、柿、かんきつなどの果樹や露地野菜を栽培されていることを確認しております。また、2 筆については保全管理をされていしました。 全ての農地を利用し農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご異議はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地について引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。 それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。 次に、議案第 2 2 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。 本件につきまして、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	まず、記載内容の訂正があります。議案書 8 ページの 2 番について、期間が令和 1 2 年 5 月 3 日までとなっていますが、正しくは 3 1 日までです。申し訳ありませんが修正をお願いいたします。 それでは、利用権設定についてご説明いたします。 新規案件のみ申し上げます。 9 ページの一番下の 6 番は、水稻を栽培するため賃借権を 5 年間設定します。 次に 1 2 ページの 1 1 番は、水稻を栽培するため賃借権を 1 0 年間設定します。 次に 1 9 ページの 2 8 番から 2 8 ページの 5 1 番までは、利用権の設定を受ける者が同一の案件で、全て野菜を栽培するため賃借権を設定するものです。 次に 3 0 ページの 5 6 番は、水稻を栽培するため賃借権を 1 0 年間設定します。 次に 3 2 ページの 6 1 番は、水稻を栽培するため賃借権を 5 年間設定します。 次の 6 2 番は、野菜を栽培するため賃借権を 1 0 年間設定します。

	次に３３ページの６５番は、次のページに続いています。１筆だけ新規で、水稻を栽培するため使用貸借権を５年間設定します。 次に３５ページの６９番は、野菜を栽培するため貸借権を３年間設定します。 次の７０番と次のページの７１番は、農地中間管理事業を使った貸し借りです。 ７０番に記載している地権者が、えひめ農林漁業振興機構を通して７１番に記載している担い手に貸し付けるものです。内容は全て野菜を栽培するため貸借権を３０年間設定します。 次に７３番は、花きを栽培するため使用貸借権を５年間設定します。 次に３７ページの７５番から７７番は、利用権の設定を受ける者が同一です。全て果樹を栽培するため貸借権を１０年間設定します。 次に３８ページの７９番、８０番は、いずれも水稻を栽培するため使用貸借権を５年間設定します。 次に４１ページの８６番と８７番は、利用権の設定を受ける者が同一で、水稻を栽培するため使用貸借権を５年間設定します。 ８８番は、野菜を栽培するため貸借権を１０年間設定します。 その他は再設定の案件ですので、後ほどご確認をお願いいたします。 今回の概要は利用権設定の件・筆数が８８件・１９９筆、総面積は２２９，６５６㎡です。 続いて、所有権移転の案件です。議案書４４ページをご覧ください。 １番は、菅田町大竹の田について、効率的な農業経営を行うため交換により申請地を取得するものです。面積は３４１㎡です。利用目的は水稻です。 以上、所有権移転の件・筆数は１件・１筆、総面積は３４１㎡です。 いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。 それでは、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の入場を許可します。 次に、議案第２３号『地域計画に係る意見聴取について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第２３号「地域計画の策定に係る意見聴取について」ご説明いたします。 議案書４５ページ並びに別冊資料「地域計画案」をあわせてご覧ください。

農林振興課（課長
補佐）

本件は、農業経営基盤促進法における人・農地プランの法定化に伴う地域計画策定のため同法18条の規定に基づき、各地域での協議の場における協議結果を踏まえて策定された地域計画案について、大洲市が同法第19条第6項の規定に基づき当委員会に対して意見聴取を行うものです。

まず、地域計画の策定につきましては、令和5年4月1日に施行されました農業経営基盤強化促進法の一部改正により、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため地域計画の策定が法定化されております。

この計画は、平成24年に作成された人・農地プランが基本となっているもので、このプランは人と農地の問題を解決するためアンケート調査や話し合いなどを行い、地域農業の人と農地に関する将来の方向性を定めたものですが、より農地の集約化等の取組を加速化するため地域計画の策定が明確に法律に定められたものです。

具体的には、地域の農業が今後も維持、発展していけるようにするために農業を担う者がどのくらい必要か、あるいは農地は誰がどのくらい担うのがよいか、担うことが可能か等、地域における現在の課題を整理し、将来を予測し、そのために必要な事業等を明確化するというものです。

この地域計画を実現するため地域内外から農地の受け手を幅広く確保して農地バンク、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等を進めることを目的としております。

この地域計画の策定に際して目標地図が備わっていますが、目標地図の素案を農業委員会が作成して、策定主体は大洲市ですので所管課である農林振興課が取りまとめを行い策定を行っております。

なお、地域計画の詳細につきましては、農林振興課の方から説明していただきます。

大洲市で策定しました地域計画案について説明させていただきます。

まず、表紙をお開きください。

大洲市の地域計画は、人・農地プランの区域分けであった18地区を継承して作成させていただいております。

今回は、大洲地区を参考に説明させていただきます。

まず「1 地域における農業の将来の在り方」の「(1)地域計画の区域の状況」について説明させていただきます。

区域内の農用地の面積は、大洲地区においては38.9haです。これは地区全体の農用地の面積ではなく、今回の地域計画で定めた面積の中の広さであります。

①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積は、今回の農用地面積とイコールであるため同じ面積となっております。

②田の面積、③畑の面積はそれぞれの面積となっております。

④区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計、⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計は、いずれも0となっておりますが、これについては後ほど説明させていただきます。

次に、「(2)地域農業の現状及び課題」についてでございますが、この項目につきましては1年前に私どもと委員の皆様と地域の農業者の方が話し合った協議の場において出された意見を参考に記載させていただ

ておりますので、こちらについては各地区の方針が記載されております。

「(3)地域における農業の将来の在り方」につきましても、協議の場に出されました作物の生産方法や担い手の確保などの方針を記載させていただいております。

「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」です。「(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針」であります、こちらは大洲市の方針をそのまま記載させていただいておりますので18地区が同じ内容となっております。

「(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標」は、現状の集積率7.8%と将来の目標とする集積率7.8%が全く同じであります、こちらにつきまして冊子を2ページほど進めてください。ここに大洲地区の「地域内の農業を担う者一覧」を記載しております。こちらにつきましては、人・農地プランの中心的経営体を主に記載させていただいております。また、協議の場のほうにも参加していただいております。現状の面積が9.2ha、右側の10年後も9.2haと同じ面積となっております。これについては皆様から将来において農地を増やしたい、この農地を耕作したいなどの意見をまだ伺っておりませんので、このようになっております。

この地域計画は、令和16年度までの10年間の計画でございますので、今後また私たちが皆様のもとにお伺いして、お話を聞きながら農地の引き受け手の意向を確認したり、新規就農者が地域に現れたりした場合に耕作面積を記載しますので10年後の経営面積が増減することが考えられます。最初のページに戻りますけれども、そうした場合に地域計画の④区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計、また⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計、そして集積率も変わってきますので年に一度以上、皆様のご意見をお聞きしながら変更していきたいと考えております。

続きまして、「(3)農用地の集団化に関する目標」は、各地区ともおおむね農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の協力を得ながら集積・集約に努めることとしております。

次のページをお開きください。

「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」の「(1)農用地の集積、集団化の取組」につきましては、各地区の協議の場の意見を参考に記載させていただいております。

「(2)農地中間管理機構の活用方法」につきましては、こちらも人・農地プランでいただいた意見を記載させていただいております。

「(3)基盤整備事業への取組」につきましては、各地区とも農地の状況に違いがありますので、各地区で違った内容となっております。

続きまして、「(4)多様な経営体の確保・育成の取組」、「(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組」については、各地区のお考えがありますのでいろいろな取組を記載しております。

続きまして、「以下任意記載事項」でございますが、鳥獣被害対策防止とか、保全管理等の取り組み方法を記載させていただいております。

最後に皆様にお願いがございます。今、皆様のお手元でございます地域計画案でございますが、まだ公告前であり、また農業者の個人名も書かれておりますので、本会議の後はその場に残していただけたらと思います。計画案につきましては、明後日金曜日から2週間縦覧を予定しておりますのでご確認いただければと思います。インターネットで公表する場合は氏名は当然削除させていただきます。

農林振興課（課長）

なお、農林振興課にお越しいただければ閲覧が可能です。この閲覧でございますが、あくまで地域計画は地域農業の将来を定めた計画でありますので、地域農業に関係のある方のみに閲覧を制限させていただいております。関係のない業者等が来られましても閲覧をお断りする予定であります。

補足説明させていただきたいと思います。

はじめに農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、日頃ご協力いただきましてありがとうございます。また、協議の場にもご参加いただきまして誠にありがとうございます。

先ほど詳細の説明とさせていただいたのですけれども、この計画に対する基本的な大洲市の考え方・作り方について説明させていただけたらと思います。

地域計画にいろいろな文言が書いてあるのですけれども、こちらについては各地区の協議の場において農業者の皆様からいろいろなご意見をいただいたことを踏まえて、市としてアレンジさせていただいたものを記載させていただいております。

また、これまで人・農地プランを作成していたわけですが、それが法制化されて地域計画にしなければならないというような仕組みに変わりましたので「地域内の農業を担う者一覧」にその地域で農業されている方の名前があるのですけれども、それも人・農地プランの中心経営体の名前を確認いただいたものを基にして記載させていただいております。

次に、目標地図の考え方ですが、目標地図は今回新たに見える化を目的として作られたものです。今回の地域計画というのは農林水産省から言いますと、農業者が少なくなった中で農地の集積・集約を進めて農地を守ろうというのが最大の目的とされております。反面、国の補助事業等の制約も出てきておりまして、地図に記載がなければ事業を行えないという制約になっているのですけれども、それを踏まえて大洲市ではおおむね10ha以上のまとまった農地があるところ、例えば東大洲であったり、菅田であれば村島であったり本村であったり、そういった大きな集積が必要なところの農地と国営団地を一つの塊として、そこで集約化を進めたいということで色を付けております。

さらに中山間地域におきましては、中山間の直接支払制度であったり多面的制度であったり、そういった補助事業の必要上どうしても色付けしなければならないものの、集積をするには容易でないというようなところにつきましては、その対象農地のみを色付けさせていただいております。また、名簿にある地域農業を担う者の現在耕作している農地を色付けしております。ただ、担う者の耕作している農地は点在しているので、お配りしている地図においては色付けできていないところが多少あるのですけれども、最終的に全て色付けさせていただきたいと思っております。

それから、この地図を今年の3月に公告しなければいけないというような法律になっていますので、公告させていただいて、その後については耕作する場所に異動があれば変更したり、計画の内容もいただいたご意見を反映させたりと随時変更し、精度を高めていきたいと思っております。

目標地図については10年後の地図を作ることとなっているのですけれども、現在はそこまで話はできないところもあったので事実上は現況地図と変わらない地図になっております。したがって、地域計画の1の

	(1)の④の規模縮小などの意向のある農地面積や⑤今後引き受ける意向のある、規模拡大したいという方の面積はどうしても0とさせていただいております。ただ、これも当初はここを耕作したいなどの希望があれば耕作意向があったということで掲載してかまわないという国の話だったのですが、最終的には地権者の同意も得ながら掲載することと話が変わってきました。どうしてもこの筆を耕作したいという話がある程度まとまっていないと引き受ける意向のあるところに掲載ができない点もあります。その点はまた各地区で協議の場を開き、ご意見を聞きながら作っていきたいと思っております。 今後更新していくのですけれども、18地区ございますので毎年全地区というのはなかなか大変なところもありますので、6地区ずつ3年間でやるとか、そういった計画を立てて進めさせていただき、その際の協議の場では委員の皆様のご協力いただきながら実施させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局（次長）	意見聴取を求められている地域計画案は18地区が対象となっております。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	只今、事務局、農林振興課より説明がありましたが、何かご意見ご質疑等はありませんか。
34番	これについて常々2つ問題があると思っています。 一つは、協議の場を設定しても私の地区では人が集まらなかったということ。そういう状況では農地の出し手・受け手の意見を調整することができないという困難がございました。 それからもう一つ問題だと思うのは、例えば70歳の人に10年後どうですかといっても答えようがないではないですか。農業というのは高齢化が進んでいますから70歳の方はたくさんいます。そこで10年後どうですかと聞かれても、聞かれた方はなかなか答えようがないという現状は、私の地区だけでなく、おそらく日本全国どこでもそうだと思います。 このように無理な計画を作っても結局はどこかで計画どおりにならないところが出てきますから、そこに計画を作る労力をかけることは無駄が多いのではないかとということを常々思ってきましたので、ここで意見として述べさせていただきます。
農林振興課（課長）	肱川の大谷地区の協議の場では委員だけが参加されたことと思いますけれども、たしかに人が集まらないという現状があります。 協議の場の開催の方法につきましては、たとえば農協の会合とあわせて行うなど人が集まるようなタイミングを図る方法もあると思いますので検討させていただけたらと思います。 また、高齢の農業者にとって無理な計画ではないかということについては、こちら也十分承知しておりますが、正直に申し上げますと国が決めている仕組みというのもありますし、一方で実益のないものを作るといったのもいかなものかという部分もあります。 たしかに10年後の目標地図をどこまで完成させるのかということもあるのですけれども、考え方としましては計画といいながらも地域の農業者の現状がどうなっているのかということ把握しながら、農業者に

34番

も考えていただく機会としての捉え方もあると思います。10年後の地図に関しまして、高齢者がたくさんいるので現況地図に近いものしかできないかなと正直考えている部分もあるのですが、それを踏まえて市と地域が何かできることを考えていくきっかけになるのではないかなと思っております。

計画を策定しないということは現状として難しく、計画どおりに進まない部分もあるかもしれませんが、少しでも現状より良いものにするための計画にしていきたいと思っておりますのでご協力のほど、よろしくお願いいたします。

国の方針ですので致し方ないかなというところはありますけれども、なるべく国の方針だからといってやるのではなくて、どこか発言すべきところで私も発言していきたいと思ひますし、市も何かしらの機会に発言していただければと思います。

これからの地域の農業のことを地域で考えること、考え方という点についていえば、このような地域計画の作成というのはたしかに有効なツールになると思います。地域の人を協議の場に誘うことも、これから私たち農業委員が声かけをすることによって、少しでも一人でも協議の場に農業者の参画をお願いしていけたらいいなと思います。

議長（会長）

その他に何かないでしょうか。

委員

（意見なし）

議長（会長）

特にないようですので、先の委員の意見を付して、また、後継者等の育成も含めてお願いしたいと思います。

それでは、いまのご意見を付して送付することにご異議ないでしょうか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案に意見を付して送付することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので議事を閉じることいたします。